

参議院社会労働委員会会議録第三十九号

昭和三十五年七月十五日(金曜日)午後九時十八分開会

出席者は左の通り。

委員長 加藤 武徳君
理事 高野 一夫君
吉武 恵市君

委員

大谷藤之助君
鹿島 俊雄君
勝俣 稔君
紅露 みつ君
佐藤 芳男君
谷口弥三郎君
徳永 正利君
山本 杉君

政府委員

厚生政務次官 内藤 隆君
厚生省公衆衛生局長 尾村 偉久君

事務局側

常任委員 増本 甲吉君
会専門員

説明員

厚生省引揚援護局長 畠中 順一君

本日の会議に付した案件
○社会保険審査官及び社会保険審査会
法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○未帰還者留守家族等援護法の一部を
改正する法律案(内閣提出、衆議院
送付)
○原子爆弾被爆者の医療等に関する法

律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○継続審査要求に関する件

○委員長(加藤武徳君) それではただいまから委員会を開きます。

社会保険審査官及び社会保険審査会
法の一部を改正する法律案、未帰還者
留守家族等援護法の一部を改正する法
律案、原子爆弾被爆者の医療等に関する
法律の一部を改正する法律案、以上
三案を一括議題といたします。三案の
うち、社会保険審査官及び社会保険審
査会法の一部を改正する法律案以外の
二案は、いずれも衆議院において修正
されており、その要点について、
便宜上政府委員から説明を聴取す
ることとして進行したいと思ひます
が、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(加藤武徳君) 御異議ないものと認めます。それでは、政府委員から説明をお願いいたします。

○政府委員(尾村偉久君) 原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、衆議院において本日修正可決されました点を御説明申し上げます。

附則、施行期日におきまして、「この法律は、昭和三十五年七月一日から施行する。」とありますを、「この法律は、公布の日から施行する。」というふうに修正されました。

○説明員(畠中順一君) 未帰還者留守

家族等援護法の一部を改正する法律案
につきまして修正になりました点を御
説明申し上げます。

修正点は三ございまして、第一点
は、療養の給付にかかる費用の一部徴
収を廃止すること、第二点は、未帰還
者留守家族等援護法の施行前に帰還し
た者であつて、旧未帰還者給与法等の
障害一時金に相当する給付を受けたた
め療養の給付を受けることができな
かつた者について、新たに療養の給付
を行なうことができるようにすること
と、第三点は、戦傷病者戦没者遺族等
援護法による国立保養所への収容にか
かる費用の一部徴収を廃止すること、
以上三点でございます。

○委員長(加藤武徳君) ただいまの三
法律案全部について御質疑をお願い
いたします。御発言もないようござ
いますから、質疑は尽きたものと認
めることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(加藤武徳君) 御異議ないものと認めます。

それではこれより討論に入ります。
御意見のおありの方は、法案ごとに賛
否を明らかにしてお述べを願ひます。
なお、修正意見等おありの方は、討
論中にお述べを願ひます。別に御
意見もないようでありますから、討論
は見ないものと認めることに御異議ご
さいませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(加藤武徳君) 御異議ないものと認めます。

それではこれより採決に入ります。
まず、社会保険審査官及び社会保険
審査会法の一部を改正する法律案につ
いて採決いたします。原案は、内閣提
出、衆議院送付案でございます。本案
を原案通り可決することに賛成の方は
挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(加藤武徳君) 全会一致でござ
います。よつて本案は、全会一致を
もつて原案の通り可決すべきものと決
定いたしました。

次に、未帰還者留守家族等援護法の
一部を改正する法律案について採決
いたします。原案は、内閣提出、衆議院
送付案でございます。本案を原案の通
り可決することに賛成の方は挙手を願
ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(加藤武徳君) 全会一致でござ
います。よつて本案は、全会一致を
もつて原案の通り可決すべきものと決
定いたしました。

次に、原子爆弾被爆者の医療等に関
する法律の一部を改正する法律案につ
いて採決いたします。原案は、内閣提
出、衆議院送付案でございます。本案
を原案の通り可決することに賛成の方
は挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(加藤武徳君) 全会一致でござ
います。よつて本案は、全会一致を
もつて原案の通り可決することと決定

いたしました。
なお、ただいままでに議決いたしま
した各案の議長に提出する報告書の作
成につきましては、委員長に一任願ひ
たいと存じますが、御異議ございませ
んか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(加藤武徳君) 御異議ないものと認めます。さよう決定いたしまし
た。
ちよつと速記をとめて下さい。
〔速記中止〕

○委員長(加藤武徳君) 速記を始めて
下さい。

○委員長(加藤武徳君) それでは、こ
の際お諮りいたします。医療法の一部
を改正する法律案、(第三十一回国会開
法第一八三号)、結核医療法案(第三十
一回国会参第九号)、保健婦、助産婦及
び看護婦等の産前産後の休業中における
代替委員の確保に関する法律案(第三
十一回国会参第一三三号)、以上の三法
案は、今国会会期中に審査を完了する
ことは困難でありますので、本院規則
第五十三条によりまして、継続審査要
求書を議長に提出したいと存じます
が、御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(加藤武徳君) 御異議ないものと認めます。さよう決定いたしま
した。
なお、議長に提出する要求書の作
成、手続等は委員長に一任願ひたいと
存じますが、御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(加藤武徳君) 御異議ないものと認めまして、さよう決定いたします。

本日の委員会はこれで散会いたします。

午後九時二十九分散会

七月十二日本委員会に左の案件を付託された。

- 一、環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正に関する請願(第三七七〇号)(第三七七一号)(第三七七二号)(第三七七八号)(第三七七九号)(第三七八二号)(第三七八三号)(第三七八四号)(第三七八六号)(第三七八七号)(第三七八八号)(第三七九五号)(第三七九六号)(第三七九七号)(第三七九八号)
- 一、職業訓練法第三十四条改正等に関する請願(第三七七七号)
- 一、調理師法の一部改正に関する請願(第三七九三号)
- 一、栄養士法等改正に関する請願(第三七九四号)

第三七七〇号 昭和三十五年七月一日受理

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正に関する請願(五通)

請願者 山口県下関市幸町一四

山口県公衆浴場業環境衛生同業組合理事長

作田治郎外四名

紹介議員 重宗 雄三君

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律が施行されてから、早くも三

年になろうとしているが、環境衛生同業組合とその事業の運営において、立

法内容の不備から法の主旨実現が望み薄い上に、幾多の困難な問題が発生し、ために組合員の不満動揺、役員

の退職等の傾向が次第に広がり、このまま推移するならば混乱はさらに拡大深刻化し、遂には組合は崩壊のやむなきに至り、本法の目的はとうてい達成できないから、これが根本的対策として、(一)出資に関する措置、(二)営業施設の配置の基準の設定に係る法的効

力に関する措置、(三)福利厚生に関する措置に関する措置、(四)組合事業の員外利用に関する措置、(五)適正化規程の自動的発効に関する措置、(六)独禁法適用の排除に関する措置、(七)組合交渉権に関する措置、(八)加入命令に関する措置、(九)設備新設制限命令

発動に関する措置、(十)規制命令の自動的発効に関する措置等に万全を期して本法の一部を改正する等の措置を講ぜられたいとの請願。

第三七七一号 昭和三十五年七月二日受理

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正に関する請願

請願者 宮城県仙台市外記町一

二宮城県食肉販売業環境衛生同業組合理事長

佐藤利吉外二十四名

紹介議員 小林 武治君

この請願の趣旨は、第三七七〇号と同じである。

第三七七二号 昭和三十五年七月二日受理

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正に関する請願

請願者 栃木県宇都宮市池上町

三、〇三六栃木県食肉環境衛生同業組合理事

長 蒲生清三外二十四名

紹介議員 稲浦 鹿蔵君

この請願の趣旨は、第三七七〇号と同じである。

第三七七八号 昭和三十五年七月五日受理

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正に関する請願

請願者 東京都中央区日本橋室町一ノ六

高橋謙一外二十八名

紹介議員 黒川 武雄君

この請願の趣旨は、第三七七〇号と同じである。

第三七七九号 昭和三十五年七月五日受理

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正に関する請願

請願者 群馬県前橋市曲輪町二

五群馬県食肉環境衛生同業組合理事長

青木 豊吉外二十五名

紹介議員 郡 祐一君

この請願の趣旨は、第三七七〇号と同じである。

第三七八二号 昭和三十五年七月六日受理

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正に関する請願

請願者 東京都港区芝高浜町一

〇全国食肉環境衛生同業組合連合会内 佐藤 寛三外二十五名

紹介議員 勝俣 稔君

この請願の趣旨は、第三七七〇号と同じである。

第三七八三号 昭和三十五年七月六日受理

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正に関する請願

請願者 東京都港区芝高浜町一

〇全国食肉環境衛生同業組合連合会内 佐藤 広光外二十五名

紹介議員 石谷 憲明君

この請願の趣旨は、第三七七〇号と同じである。

第三七八四号 昭和三十五年七月六日受理

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正に関する請願

請願者 東京都港区芝高浜町一

〇全国食肉環境衛生同業組合連合会内 布施 喜義外二十五名

紹介議員 三木 亨吉郎君

この請願の趣旨は、第三七七〇号と同じである。

第三七八六号 昭和三十五年七月六日受理

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正に関する請願

請願者 東京都港区芝高浜町一

〇全国食肉環境衛生同業組合連合会内 杉本 勇外二十五名

紹介議員 下村 定君

この請願の趣旨は、第三七七〇号と同じである。

第三七八七号 昭和三十五年七月六日受理

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正に関する請願

請願者 和歌山県美園町四ノ一

五和歌山県食肉環境衛生同業組合理事長

増 田喜一外二十四名

紹介議員 青柳 秀夫君

この請願の趣旨は、第三七七〇号と同じである。

業組合連合会内 杉本 勇外二十五名

紹介議員 下村 定君

この請願の趣旨は、第三七七〇号と同じである。

第三七八八号 昭和三十五年七月六日受理

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正に関する請願

請願者 山梨県甲府市塩部町七

三五山梨県食肉環境衛生同業組合理事長

浅 川孝政外二十四名

紹介議員 草葉 隆園君

この請願の趣旨は、第三七七〇号と同じである。

第三七九五号 昭和三十五年七月七日受理

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正に関する請願

請願者 香川県高松市西元町一

四香川県環境衛生同業組合連絡協議会内 永 平繁次外六名

紹介議員 草葉 隆園君

この請願の趣旨は、第三七七〇号と同じである。

第三七九五号 昭和三十五年七月七日受理

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正に関する請願

請願者 香川県高松市西元町一

四香川県環境衛生同業組合連絡協議会内 永 平繁次外六名

紹介議員 草葉 隆園君

この請願の趣旨は、第三七七〇号と同じである。

第三七九五号 昭和三十五年七月七日受理

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正に関する請願

請願者 香川県高松市西元町一

四香川県環境衛生同業組合連絡協議会内 永 平繁次外六名

紹介議員 草葉 隆園君

この請願の趣旨は、第三七七〇号と同じである。

紹介議員 津島 壽一君
この請願の趣旨は、第三七七〇号と同じである。

第三七九六号 昭和三十五年七月七日受理
環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正に関する請願

請願者 大分市荷揚町大分県興業環境衛生同業組合長 渡辺憲一外三名

紹介議員 後藤 義隆君
この請願の趣旨は、第三七七〇号と同じである。

第三七九七号 昭和三十五年七月七日受理
環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正に関する請願

請願者 東京都港区芝高浜町一〇全国食肉環境衛生同業組合連合会内 高橋 軍次郎外二十五名

紹介議員 島島徳次郎君
この請願の趣旨は、第三七七〇号と同じである。

第三七九八号 昭和三十五年七月七日受理
環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正に関する請願（二通）

請願者 愛媛県松山市一番町甲三ノ二愛媛県美容業環境衛生同業組合内 一色保徳外三十名

紹介議員 堀本 宜実君
この請願の趣旨は、第三七七〇号と同じである。

第三七七七号 昭和三十五年七月四日受理
職業訓練法第三十四条改正等に関する請願

請願者 埼玉県川口市市長 大野 元美

紹介議員 小林 英三君
職業訓練法第十二条の規定による市立の職業訓練所の運営に関する関係法規については、中小零細企業の実態に即したものと、真に職業訓練の実質的向上をもつて、産業の振興をはかられるよう、労働基準法による危険有害業務の就業制限、実技訓練における災害補償等について適切な整備措置を講ぜられるとともに、市町村が設置する職業訓練所に対しても必要な経費について補助がなされるよう、職業訓練法第三十四条を改正されたいとの請願。

第三七九三号 昭和三十五年七月七日受理
調理師法の一部改正に関する請願

請願者 石川県能美郡根上町大成 西居芳子外五百六十三名

紹介議員 島島徳次郎君
現行調理師法は、調理師に対し義務だけを強く規定し、その権利と身分の保障については、なんらの恩典も与えておらず、はなはだ遺憾であるから、（一）調理師に技能職手当を支給すること、（二）学校、病院等集団給食施設及び飲食店等一定施設には義務として有資格調理師を採用し、完全雇用を確立すること、（三）調理師に対して社会保障の恩恵を付与し、差別待遇の取扱いを廃止すること等の実現するよう調理師法を改正せられたいとの請願。

第三七九四号 昭和三十五年七月七日受理
栄養士法等改正に関する請願

請願者 愛媛県新居浜市庄内九〇五 小池静雄外三百五十一名

紹介議員 堀本 宜実君
栄養士並びに関係者の利益ばかりでなく、国民栄養改善の目的達成という大乗の見地から、栄養士法、栄養改善法の改正を促進すべきであると考えられ、栄養士の資質向上については、（一）独立学科、（二）三年制、（三）国家試験、以上三点の実現を図り、さらに栄養士の身分、権限（とくに管理権）その他の明確化、集団給食施設に栄養士の配置並びに食数の引下げ等の改正措置を講ぜられたいとの請願。

七月十五日日本委員会に左の案件を付託された。

一、医療法の一部を改正する法律案（第三十一回国会内閣提出、衆議院議決）

医療法の一部を改正する法律案
医療法の一部を改正する法律
医療法（昭和二十三年法律第二百五号）の一部を次のように改正する。

第七條第二項中「前項の許可は、これを与えないことがある。」を「前項の規定にかかわらず、第一項の許可を与えないことができる。」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 病院を開設した者、医師及び歯科医師でない者で診療所を開設したものの又は助産婦でない者で助産所を開設したものが、病床数、病床の種類（精神病床、伝染病床、結核病床、らい病床及びその他の病床の区別をいう。以下同じ。）その他省令で定める事項を変更しようとするときも、前項と同様とする。

3 都道府県知事は、前二項の許可の申請があつた場合において、その申請に係る施設の構造設備及びその有する人員が第二十一条及び第二十三条の規定に基き省令の定める要件に適合するときは、前二項の許可を与えなければならぬ。

第七條の次に次の一条を加える。

第七條之二 都道府県知事は、次に掲げる者が病院の開設の許可又は病院の病床数の増加若しくは病床の種類の変更の許可の申請をした場合において、当該申請に係る病床の種類に應じ、当該地域（当該申請に係る病院の所在地を含む保健所の所管区域、その所管区域を含む二以上の保健所の所管区域又は当該都道府県の区域をい、このうちいずれの区域によるかは、当該申請に係る病院及びその周辺にある既存の病院の機能及び性格、交通事情等に應じ、省令の定めるところによる。）における病院の病床数が、省令の定めるところにより算定したその地域の必要病床数にすでに達しているか、又は当該申請に係る病院の開設若しくは病床数の増加若しくは病床の種類の変更によつてこれをこえることになるか認めるときは、前条第三項の規定にかかわらず、同条第一項又は第二項の許可を与えないことができる。

一 第三十一条に規定する者

二 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）の規定に基き設立された共済組合及びその連合会

三 公共企業体職員等共済組合法（昭和三十一年法律第二百三十四号）の規定に基き設立された共済組合

四 市町村職員共済組合法（昭和二十九年法律第二百四号）の規定に基き設立された共済組合

五 私立学校教職員共済組合法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の規定に基き設立された共済組合

六 農林漁業団体職員等共済組合法（昭和三十三年法律第九十九号）の規定に基き設立された共済組合

七 健康保険法（大正十一年法律第七十号）の規定に基き設立された健康保険組合及びその連合会

八 国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）の規定に基き設立された国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会

前項の場合において、都道府県知事は、当該地域における既存の

病床数及び当該申請に係る病床数を算定するに当つては、省令の定めるところにより、病院の機能及び性格を考慮して、必要な補正を行わなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の規定により前条第一項又は第二項の許可を与えない処分をしようとするときは、あらかじめ、医療機関整備審議会の意見を聞かなければならない。

4 厚生大臣は、第一項及び第二項の規定による省令を定めるに当つては、医療審議会の意見を聞かなければならない。

5 日本国有鉄道、日本専売公社、日本電信電話公社又は労働福祉事業団は、病院を開設し、又はその開設した病院につき病床数を増加させ、若しくは病床の種類を変更しようとするときは、あらかじめ、その計画に関し、厚生大臣に協議しなければならない。その計画を変更しようとするときも、同様とする。

附 則

1 この法律は、公布の日から起算して三箇月をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。

2 この法律による改正後の第七条の二の規定は、この法律の施行前になされた病院の開設又は病床数の増加若しくは病床の種類の変更に係る許可の申請については、適用しない。

七月十五日日本委員会に左の案件を付託された。

一、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の一部を改正する法律案（予備審査のための付託は三月十六日）

一、未帰還者留守家族等援護法の一部を改正する法律案（予備審査のための付託は三月二日）

一、社会保険審査官及び社会保険審査会法の一部を改正する法律案（予備審査のための付託は二月十一日）